



4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実	3 羽田 雄一	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一		23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
16 安藤 弘司		22 秋葉 宏之	
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀		主 幹 宮本 則幸	
主 任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和3年第1回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、23名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、15番 松下委員、17番 久保委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和2年12月22日に開催されました、令和2年第12回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>1月18日(月)、役場3階委員会室におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、佐藤弘朗委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>本日令和3年第1回湧別町農業委員会総会を開催しております。</p> <p>以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を行うものであります。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p>

<p>事務局</p>	<p>内容の説明を致しますので、議案書3ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、北兵村一区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、旭、●●●●さんです。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は旭●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は51,200㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年1月24日から令和10年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月22日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●●●さんです。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は南兵村二区●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は3,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和1年5月24日から令和10年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月22日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書4ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。</p>

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、賃借権が44件提出されております。

内容の説明を致しますので、議案書5ページをご覧ください。

番号1番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●外計2筆で合計面積は101,608㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は406,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、福島、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計6筆で合計面積は36,701.89㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は146,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は21,825㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は120,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内で面積は3,700㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権

事務局

の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は25,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内で面積は780㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は5,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内で面積は977㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は6,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は12,137㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は84,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は22,523,25㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております、

事務局

賃貸価格は176,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は5,852.15㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は35,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして議案書の6ページをご覧ください。番号10番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計6筆で合計面積は19,384.70㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は141,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号11番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は7,467㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和9年12月31日までの7年間となっており、賃貸価格は56,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号12番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内面積は12,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は78,000円でございます。

事務局

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は5,270㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は31,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をする者は、緑町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は13,733㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は71,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号15番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は19,205㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は115,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号16番、利用権の設定をする者は、中湧別東町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は9,483㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は56,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号17番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は9,640㎡であり、

事務局

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は57,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号18番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は9,917㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は49,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

番号19番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は9,605㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は43,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

番号20番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は17,367㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は69,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして議案書の7ページをご覧ください。番号21番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計6筆で合計面積は76,487㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は420,000円でございます。

事務局

(別冊資料 2 1 ページにより位置説明)

番号 2 2 番、利用権の設定をする者は、緑町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内で面積は 3, 3 0 0 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。利用権の期限でございませうが、本日、令和 3 年 1 月 2 7 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 9, 0 0 0 円でございませう。

(別冊資料 2 2 ページにより位置説明)

番号 2 3 番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、信部内●●番●で面積は 1 4, 6 3 5 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。利用権の期限でございませうが、本日、令和 3 年 1 月 2 7 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 3 0, 0 0 0 円でございませう。

(別冊資料 2 3 ページにより位置説明)

番号 2 4 番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●の内で面積は 1 7, 5 0 0 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。利用権の期限でございませうが、本日、令和 3 年 1 月 2 7 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 4 3, 0 0 0 円でございませう。

(別冊資料 2 4 ページにより位置説明)

番号 2 5 番、利用権の設定をする者は、網走市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計 1 5 筆で合計面積は 4 0, 2 6 3 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。利用権の期限でございませうが、本日、令和 3 年 1 月 2 7 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 1 6 1, 0 0 0 円でございませう。

(別冊資料 2 5 ・ 2 6 ページにより位置説明)

番号 2 6 番、利用権の設定をする者は、美幌町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございませう。利用権

事務局

設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は15,327㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は61,000円でございます。

(別冊資料27ページにより位置説明)

続きまして議案書の8ページをご覧ください。番号27番、利用権の設定をする者は、網走市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計5筆で合計面積は7,902㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和7年12月31日までの5年間となっております。賃貸価格は31,000円でございます。

(別冊資料28ページにより位置説明)

番号28番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●の内で面積は10,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は40,000円でございます。

(別冊資料29ページにより位置説明)

番号29番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は21,690㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は173,000円でございます。

(別冊資料30ページにより位置説明)

番号30番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計4筆で合計面積は21,149㎡であり、利用権設定等の種

事務局

類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は148,000円でございます。

(別冊資料31ページにより位置説明)

番号31番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内で面積は19,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は133,000円でございます。

(別冊資料32ページにより位置説明)

番号32番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は17,026㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は119,000円でございます。

(別冊資料33ページにより位置説明)

番号33番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は2,977㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は20,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

番号34番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は19,416㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年

事務局

12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は126,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

番号35番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計2筆で合計面積は10,975㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は65,000円でございます。

(別冊資料36ページにより位置説明)

番号36番、利用権の設定をする者は、北見市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は16,500㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は115,000円でございます。

(別冊資料37ページにより位置説明)

続きまして議案書の9ページをご覧ください。番号37番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は111,666㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は81,000円でございます。

(別冊資料38ページにより位置説明)

番号38番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は2,259㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は15,000円ござ

事務局

います。

(別冊資料 39 ページにより位置説明)

番号 39 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計 2 筆で合計面積は 18,900㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 3 年 1 月 27 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間となっており、賃貸価格は 151,000 円でございます。

(別冊資料 40 ページにより位置説明)

番号 40 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●で面積は 14,469㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 3 年 1 月 27 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間となっており、賃貸価格は 115,000 円でございます。

(別冊資料 41 ページにより位置説明)

番号 41 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●で面積は 4,832㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 3 年 1 月 27 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間となっており、賃貸価格は 19,000 円でございます。

(別冊資料 42 ページにより位置説明)

番号 42 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計 4 筆で合計面積は 21,661㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 3 年 1 月 27 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間となっており、賃貸価格は 173,000 円でございます。

(別冊資料 43 ページにより位置説明)

<p>事務局</p>	<p>番号43番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん で、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●の内外計8筆で合計面 積は82,333.57㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、 成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でござい ます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から 令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は2 47,000円でございます。 (別冊資料44ページにより位置説明)</p> <p>番号44番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん で、利用権の設定を受ける者は、上富美、●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●外計6筆で合計面積 は84,720㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する 法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利 用権の期限でございますが、本日、令和3年1月27日から令和12 年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は314,0 00円でございます。 (別冊資料45ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから議案第2号の質疑を行います。先に5ページ3番について 質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制 限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから5ページ3番の採決を行います。お はかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません か。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されま した。 ●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●●番、●●番の質疑を行います。私が議事参与の制限の対象になりますので退席します。その間は職務代理者の佐藤茂委員に議長を務めていただきます。暫時休憩します。</p> <p>(吉村会長退席) (佐藤茂職務代理者 議長席へ着席)</p>
<p>議 長 (職務代理者)</p>	<p>それでは休憩前に引き続き会議を開きます。●●ページ●●番、●●番について質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長 (職務代理者)</p>	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●●番、●●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長 (職務代理者)</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで吉村会長の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(佐藤茂職務代理者 自席へ着席) (吉村会長 議長席へ着席)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に6ページ14番の質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから6ページ14番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に7ページ22番の質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ありませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議長	<p>質疑なしと認めます。これから7ページ22番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員、●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員、●●委員 着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に8ページ31番の質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議長	<p>質疑なしと認めます。これから8ページ31番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで、令和3年1回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 14時00分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

職務代理者

署名委員

署名委員